

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和8年6月1日

当センターは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料について】

○ 2階病棟：一般病棟 26床 急性期一般入院料6

一般病棟には、1日に9人以上の看護職員(看護師及び準看護師)が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
朝8時15分から夕方17時まで	5 人以内
夕方17時から深夜0時15分まで	13 人以内
深夜0時15分から朝8時15分まで	13 人以内

○ 2階病棟：療養病棟 40床 入院基本料2 (看護配置20対1以上)

療養病棟には、1日に6人以上の看護職員(看護師及び準看護師)と6人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
朝8時15分から夕方17時まで	6 人以内
夕方17時から深夜0時15分まで	20 人以内
深夜0時15分から朝8時15分まで	20 人以内

【入院計画等について】

当センターでは、入院に際し医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

【入院時食事療養について】

当センターは、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食:午前7時30分、昼食:正午、夕食:午後6時)、適温で提供しています。

【明細書の発行状況に関する事項】

当センターでは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【東北厚生局への届出事項】

1. 基本診療料の施設基準に係る届出

- ・ 一般病棟入院基本料
- ・ 療養病棟入院基本料
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ 療養環境加算
- ・ 療養病棟療養環境加算1
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ・ データ提出加算
- ・ 認知症ケア加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算2

2. 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・ 透析液水質確保加算
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 人工腎臓
- ・ 慢性維持透析濾過加算
- ・ 導入期加算1
- ・ 胃瘻造設術
- ・ 入院ベースアップ評価料67

3. 入院時食事療養等に係る届出

- ・ 入院時食事療養(Ⅰ) / 入院時生活療養(Ⅰ)

4. その他の届出

- ・ 酸素の購入単価

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当センターは、診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子処方箋発行や電子カルテ情報共有サービス(今後導入予定)などの医療DXに取り組んでおります。

【地域支援・医薬品供給対応体制加算について】

当センターは、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足等した場合は、治療計画等の見直しを行うなど、適切な対応ができる体制を整備しています。なお、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります、その際は患者様に十分な説明を行います。

【一般名処方加算について】

当センターは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当センターでは、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方※1」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※1 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。